

令和 8 年度高槻市立学童保育室 オンライン入室申請について

令和 8 年度の入室申請より、高槻市簡易電子申込サービス
を利用したオンラインでの入室申請が可能となりました。

（従来通り子ども青少年課窓口及び郵送での申請も可能です。）

オンライン申請のメリット

- 窓口への来庁及び郵送の手続きが不要、市役所の閉庁日を含め24時間ご都合の良い時間に入室申請が可能です。
- 同一世帯内、複数の入室希望児童の申請を1回にまとめておこなえます。（**最大3名まで**同時申請可能、新規入室児童・令和7年度からの継続児童問わず）
- 延長保育（平日18時～19時）の申請を同時にできます。
（入室と同月からの利用開始のみ）

※保育料減免は別申請が必要です。ご注意ください。

オンライン申請可能な方

下記2点を満たす方

- ① 令和8年4月入室希望
- ② 新規入室希望児童で、特別支援学級への入級予定がない方 または
令和7年度からの継続入室児童（入級の有無は問いません）

（注意）

- 新規入室児童（今回が初めての入室申請）で、特別支援学級に入級へ向け相談中の方または既に入級している方
⇒**子ども青少年課窓口**で申請してください。（児童状況の聞き取りが必要です）
- 令和7年度年度途中入室と令和8年度入室の同時申請を希望される場合
- 入室希望児童が4名以上、または入室希望児童以外の世帯員の数が6人以上の場合
⇒**子ども青少年課窓口**または**郵送**で申請してください。
- 令和8年5月以降の入室を希望される場合
⇒しばらくお待ちください。（令和8年3月頃に**別途申請フォーム**を設置予定です。）

事前準備①-1必要書類の準備（入室）

「令和 8 年度高槻市立学童保育室入室のご案内」を確認の上、
入室要件確認書類（就労証明書、診断書等）をご準備ください。
※児童の保護者及び同居する直系尊属で 6 5 歳未満の方 全員分必須

【備考】

- ✓就労証明書は**就労者ご本人が事業者から一旦受け取っていただき、**
申請時に指示に従い添付してください。
- ✓オンライン申請の場合「学童保育室入室申請書」、「学童保育室入室理由書」の**事前準備は必要ありません。**

事前準備①-2必要書類の準備（延長保育）

<午後6時以降の保育を希望する場合のみ>

「学童保育室延長利用申込書」（裏面ご案内を含む）を確認してください。

※保護者等入室要件が必要な方全員の「帰宅時間」が午後6時を超えることが利用条件です。

◆事前の書類準備が必要な方

就労証明では利用条件を満たさないが、恒常的な残務等により午後6時までの帰宅が難しい方

⇒「学童保育室延長利用申込書」上に、職場の上司等による残務状況の証明を受けてください。

【備考】

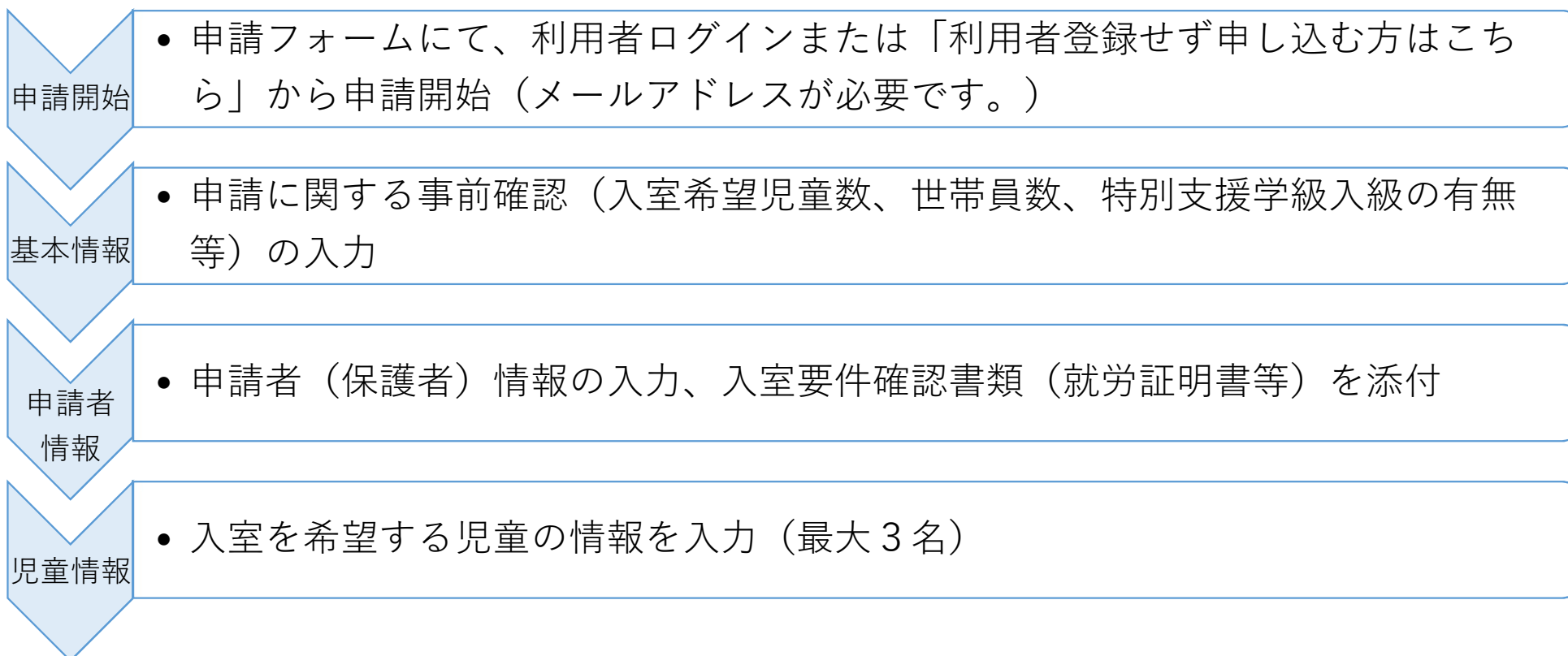
- ✓ 就労以外で午後6時に間に合わない理由がある場合は、申請時に具体的な理由（下の子の迎え等）を入力していただきます。（事前準備不要）
- ✓ 残務状況の証明が必要な方がいない場合、「学童保育室延長利用申込書」の**事前準備は必要ありません**。

事前準備②書類のデータ化

①の書類全てを、カメラ撮影（スマートフォン可）して写真保存、またはPDF化し、データとして添付できるようご準備ください。

- ◆データ添付の様式は、PDFまたは画像データ（JPEG・GIF・JPG・PNG）です。（Excel・Word形式の添付はできませんので、PDF化するか、プリントアウトしたものを撮影し、添付してください。）
- ◆事業所からPDF形式で証明を受け取られている場合、データをそのまま添付してかまいません。
- ◆入力中ファイル添付画面で書類をカメラ撮影することも可能ですが、エラーが発生する場合があります。事前にデータをご準備ください。

申請の流れ①



申請の流れ②

世帯員
情報

- 申請者と入室希望児童以外の世帯員情報の入力、保護者及び直系尊属の世帯員については要件確認書類の添付

延長保育
申請

- 延長保育を希望する場合、利用希望児童等の入力と延長利用要件の確認（必要に応じて残務状況証明の添付等）

申込確認

- 入力内容の確認（PDFへ出力し、申請書形式での確認もできます。）

申込完了

- 申込完了後、確認メールが送付されます。（完了画面及び確認メールに記載の「整理番号」「パスワード」を利用し、申請状況の確認も可能です。）

ファイル添付時の注意

